

所 属	災害対策課
所属長	森本 仁信
電 話	06-6489-6165

尼崎市災害ボランティアセンターの活動支援等に関する協定書を締結します

尼崎市は6月12日に、市内の4ライオンズクラブ、尼崎市社会福祉協議会の3者による「尼崎市災害ボランティアセンターの活動支援等に関する協定書」を締結します。

近年、南海トラフ巨大地震の発生確率が高まり、全国各地で風水害が頻発・激甚化している状況を踏まえ、ライオンズクラブ国際協会335-A地区2R・1Zに所属する市内の4ライオンズクラブ（尼崎ライオンズクラブ、尼崎南ライオンズクラブ、尼崎武庫ライオンズクラブ、尼崎琴の浦ライオンズクラブ）から、災害ボランティアセンターの運営支援やボランティアの活動支援を行いたいとの申し出があったことによるものです。

本市では、地震、津波、暴風、豪雨等による大規模被害等が発生した場合、「尼崎市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書」に基づき、尼崎市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置を要請することとしておりますが、この協定は災害ボランティアセンターの運営やボランティア活動を通じた被災者支援を円滑かつ効果的に実施することを目的としています。

1 協定締結式

日 時：令和5年6月12日（月）午前9時～9時30分

場 所：尼崎市役所 南館2階 市長室

出席者：尼崎市長 松本 眞

ライオンズ国際協会335-A地区2R・1Zゾーン・チェアパーソン 森 清一郎

社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会 理事長 松原 一郎 他

協定締結先：ライオンズ国際協会335-A地区2R・1Zゾーン・チェアパーソン 森 清一郎

尼崎ライオンズクラブ 会長 木和田 喜博

尼崎南ライオンズクラブ 会長 阪本 清爾

尼崎武庫ライオンズクラブ 会長 原 芳人

尼崎琴の浦ライオンズクラブ 会長 芝軒 義一

社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会 理事長 松原 一郎

2 主な協定内容（ライオンズクラブによる主な支援内容）

市内の4ライオンズクラブの加盟企業等から、災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）及びボランティアの活動に必要な、車両、設備、資機材、人材等、下記の支援を受けることで、被災者支援が円滑かつ効果的に実施できるようになります。なお、支援に係る費用は原則、ライオンズクラブの負担です。

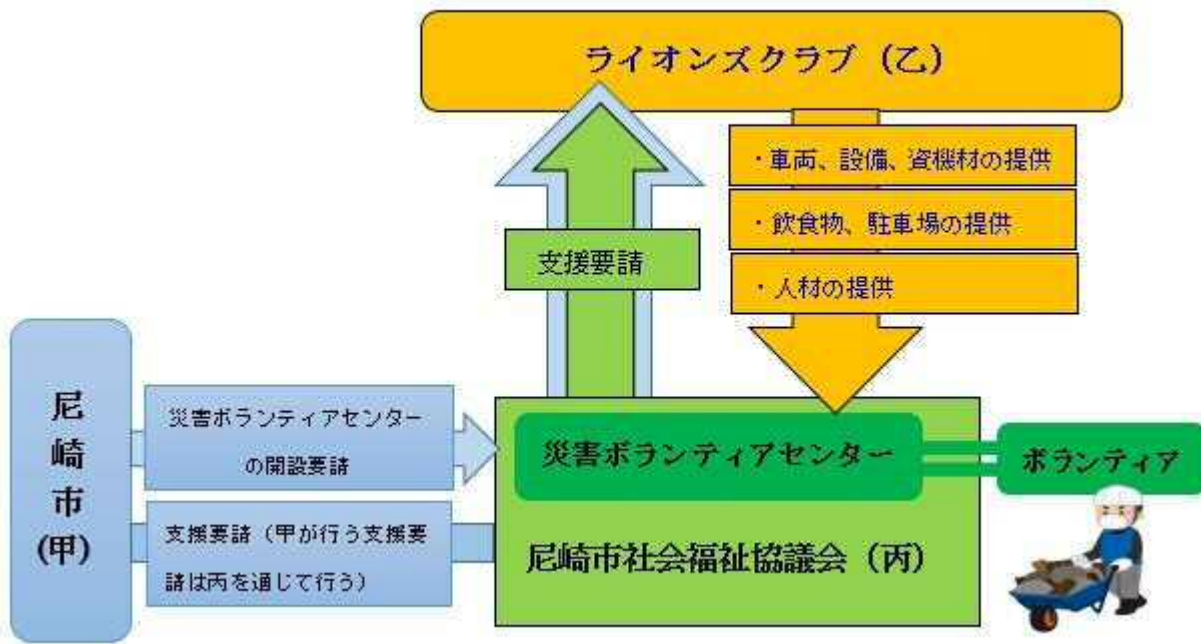
- (1) センターを経由して活動するボランティア等の移動や活動等に利用する車両の提供
- (2) センター及びボランティアの活動拠点に必要な設備及びボランティア活動に必要となる資機材等の提供
- (3) ボランティア支援拠点で活動するボランティア等が利用する駐車場等の提供
- (4) ライオンズクラブが有する専門性等を活かした物的・人的支援の提供
- (5) ボランティア支援拠点等におけるボランティアを対象とした飲食物の提供
- (6) その他、センター及びボランティアの活動の推進に必要とされた支援の提供

3 協定書

別紙のとおり

4 参考

【当協定に基づく、災害ボランティアセンターへの支援要請等の流れ】



以上

尼崎市災害ボランティアセンターの活動支援等に関する協定書

令和 年 月 日

(甲) 尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼崎市
代表者 尼崎市長 松本 眞

(乙) 尼崎市昭和通3丁目96番 尼崎商工会議所ビル5階
ライオンズクラブ国際協会335-A地区
2R・1Zゾーン・チェアパーソン 森 清一郎

(丙) 尼崎市南武庫之荘3丁目24番5号 尼社協ほっと館
社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会
理事長 松原 一郎

尼崎市（以下、「甲」という。）とライオンズクラブ国際協会335-A地区2R・1Zに所属する尼崎市内4クラブ（以下、「乙」という。）及び社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会（以下、「丙」という。）との間に、災害ボランティアセンターにおけるボランティア活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、津波、暴風、豪雨等による被害（以下「災害」という。）が発生した場合における尼崎市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）に属するボランティア（以下「ボランティア」という。）による被災者の支援活動（以下「災害ボランティア活動」という。）の円滑な実施のために、甲、乙及び丙が果たすべき役割その他必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 乙が甲または丙の要請に応じて行う活動は次のとおりとする。

- (1) センターを經由して活動するボランティア等の移動や活動等に利用する車両の提供
- (2) センター及びボランティアの活動拠点（以下、「ボランティア支援拠点」という。）に必要な設備及びボランティア活動に必要な資機材等の提供
- (3) ボランティア支援拠点で活動するボランティア等が利用する駐車場等の提供
- (4) 乙が有する専門性等を活かした物的・人的支援の提供
- (5) ボランティア支援拠点等におけるボランティアを対象とした飲食物の提供
- (6) その他、センター及びボランティアの活動の推進に必要なとされた支援の提供

2 前項各号の活動を実施する場合は、乙は活動中における事故に備え保険に加入するものとする。

(支援要請)

第3条 甲または丙が前条に規定する協力を必要とするときは、文書（第1号様式）により要請するものとする。また、乙は、受諾した内容について速やかに、文書（第2号様式）により、回答するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請及び回答できるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

なお、甲が、前条第1項各号に規定する活動を要請する場合は、丙を通じて行うものとする。

(連絡責任者)

第4条 甲、乙及び丙は、あらかじめ連絡責任者を定めて、相手方に報告するものとする。

(協力)

第5条 乙は、甲又は丙から第3条に規定による支援要請を受けた場合は、協定の内容に従って可能な活動の協力を努めるものとする。ただし、やむを得ない事情により支援要請に応じることができない場合はこの限りではない。

(経費の負担)

第6条 この協定により乙が実施する活動に係る費用は、原則として乙の負担とする。

(損害の負担)

第7条 第2条第1項各号の規定による活動により生じた損害の負担は、甲、乙及び丙で協議して定めるものとする。

(支援のための情報共有及び守秘義務)

第8条 甲、乙及び丙は必要な支援を円滑に提供するため、災害対応に関する情報、ボランティア活動に必要な情報等を適宜共有する。甲、乙及び丙はこの協定に係る活動を行うにあたり、活動上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定はボランティア活動終了後及び協定解除後も同様とし、支援に携わった全ての者を対象とする。

(協定の取消)

第9条 甲、乙及び丙はいずれかの申し出により当該協定を取り消すことができる。この場合の申し出は文書によるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、当該有効期間が満了する日の1か月前までに、甲、乙又は丙のいずれからこの協定の延長を求めない旨の申出（文書によるものに限る。）がないときは、この期間は、更に1年間延長するものとし、その後において期間が満了したときも、また同様とする。

(定めのない事項等の処理)

第11条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、法令（尼崎市の条例等を含む。）に定めるところによるもののほか、その都度、甲、乙及び丙で協議のうえ処理するものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ署名押印のうえ、各自1通を所持する。

以 上

第1号様式

年 月 日

ライオンズクラブ国際協会 335-A 地区

2R・1Z ゾーン・チェアパーソン

●● ●● 様

社会福祉法人

尼崎市社会福祉協議会

理事長 松原 一郎

要請書

「尼崎市災害ボランティアセンターの活動支援等に関する協定書」第3条の規定により、下記のとおり要請します。なお、本要請に対する貴会の措置状況を回答願います。

記

1 災害の種類及び応援を必要とする状況

2 応援を必要とする物資等の内容

依頼 番号	要請期日	必要とする 物資・人材の内容	数量	引渡日時 ・場所	運搬方法	備考

問い合わせ先

電話
担当

FAX

第2号様式

年 月 日

社会福祉法人
尼崎市社会福祉協議会
理事長 松原 一郎 様

ライオンズクラブ国際協会 335-A 地区
2R・1Z ゾーン・チェアパーソン



回答書

「尼崎市災害ボランティアセンターの活動支援等に関する協定書」第3条の規定により、下記のとおり回答します。

記

供給する物資等の内容

依頼 番号	供給日	供給する 物資・人材の内容	数量	引渡日時 場所・引受人	運搬方法	備考

問い合わせ先

電話
担当

FAX